

## (事業の区分等)

- 第2条 当社が行う認定等の事業は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令 第15号、以下「認定等規則」という。)第4条に定める事業とし、次のとおりとする。
  - (1) 通話の用に供する端末機器
  - (2) 前号以外の端末機器
- 2 当社が基準設計認証及び基準認定の対象とする端末機器は、認定等規則第3条に定める端末機器とする。
- (1)固定電話端末(端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第二条第二項第七号に規定 する固定電話端末をいう。)
- (2) インターネットプロトコル移動電話端末(端末設備等規則第二条第二項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう。)
- (3)専用通信回線設備等端末(端末設備等規則第二条第二項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう。)
- (4)第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器(総務大臣が別に告示するものに限る。)
- 3 当社が条件設計認証及び条件認定の対象とする端末機器は次のとおりとする。
  - (1) 移動通信端末
    - イ 事業用設備との接続において電波を使用する端末機器
    - ロ 移動用基地局設備に電波を使用して接続するための回線終端装置に接続する端末機器。ただし、 その接続の技術的条件の規定内容が、通信信号の電気的条件のみのものは、次号の専用通信回線 設備等端末とする。
  - (2) 専用通信回線設備等端末
    - 専用通信回線設備、デジタルデータ伝送用設備に接続する端末機器及び技術的条件の規定が電気的・光学的条件となっている事業用設備に接続する端末機器
  - (3) インターネットプロトコル電話用設備に接続する端末機器
  - (4) インターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器
  - (5) その他の通信端末

前3号以外の技術的条件が定められている事業用設備に接続する端末機器(移動用通信端末以外)で、網制御信号に関する規定が技術的条件で規定(技術基準の準用規定を含む。)されている事業用設備に接続する端末機器